

事業主の皆様へ



来年度より「国民健康保険料」の
口座振替が、原則として

日本全国の金融機関

で可能となります!

現在、取扱い金融機関が限られており大変ご不便をお掛けしておりますが、**令和2年4月分の保険料(令和2年4月末振替分)**から日本全国での金融機関^(※)の口座振替が可能となる予定です。現在、納付書にて保険料を納めていただいている事業主の方も、当組合の収納事務処理効率化にもつながりますので、大変お手数ですが口座振替への変更手続きをよろしくお願いいたします。

なお、詳細は後日(12月頃予定)、各事務所あてに案内文書を送付する予定です。

(※)ただし、外国銀行・ネット銀行・信用組合・農協・漁協の一部においては、ご利用できないところがありますので、ご了承ください。